

現場代理人  
主任(監理)技術者  
通知書

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 現場代理人氏名
- 5 主任技術者氏名  
保有資格  
免許番号
- 6 監理技術者氏名  
保有資格  
免許番号  
監理技術者資格者証番号
- 7 専門技術者氏名  
保有資格  
免許番号

上記のとおり現場代理人、主任(監理)技術者、専門技術者を定めたので通知します。

平成 年 月 日

住 所  
商 号  
代表者氏名

印

熊本県知事 様

- (注) 1 当該工事が建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者を設置するものとし、それ以外の場合には主任技術者を設置するものとする。  
2 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定するものをいう。  
3 現場代理人、主任(監理)技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

下記工事について、現場代理人を兼任する。

現場代理人氏名		連絡先	
兼任する工事 1	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込み）		
	発 注 機 関 名		
	監 督 員 氏 名		
兼任する工事 2	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込み）		
	発 注 機 関 名		
	監 督 員 氏 名		

- (注) 1 現場代理人を兼任する場合に記入すること。  
 2 現場代理人を兼任する2つ以上の工事の合計金額が設計変更により税込み2,500万円以上となった場合は、現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書により変更手続きを行うこと。